

沼田町

第3期子ども・子育て支援事業計画

【概要版】



1 計画策定にあたって

(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づくもので、沼田町の子どもと子育て家庭を支援する施策の方向性や目標を定めたものです。

また、沼田町総合計画の子ども・子育て支援に関する分野の個別計画として位置づけ、安心して子育てができる環境を整備するとともに、町民、保護者、教育・保育機関、地域、行政が協力して子ども・子育てを推進することを目指します。

(2) 計画期間

本計画の計画期間は令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

なお、計画期間中に計画内容と実態に乖離が生じた場合には、計画期間の中間年を目安として必要な見直しを行うこととします。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
子ども・子育て支援事業計画〔第 2 期〕									
第 2 期計画の点検・評価				本計画 の策定	子ども・子育て支援事業計画〔第 3 期〕				

(3) 計画の対象

本計画は、障がい・疾病・虐待・貧困など社会的に支援の必要な子どもやその家族を含め、全ての子どもと子育てに関わる個人・団体などが対象となります。

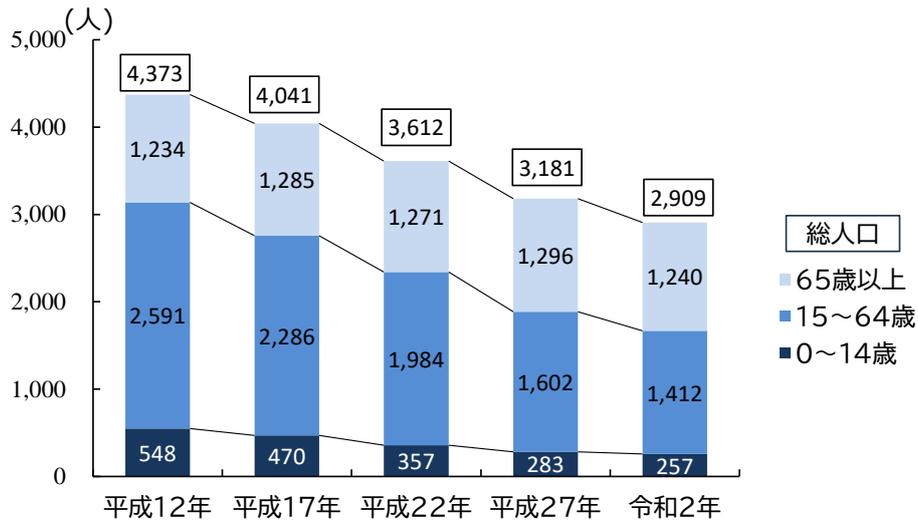
主となる対象は、妊娠・出産期の親子から、学童期までの子どもと子育て家庭としており、また、子ども・子育て支援法が定めるところの、就学前の教育・保育事業と地域における子育て支援事業を主な内容としています。

2 当町における人口の現状

総人口と年齢3区分別人口の推移

本町の総人口は減少を続けています。令和2年の総人口は2,909人となり、平成12年と比較すると約33.5%減少しています。年齢3区分別人口でみても15歳未満の児童が減少を続け、65歳以上の高齢者が増加しているなど、少子高齢化が進行しています。

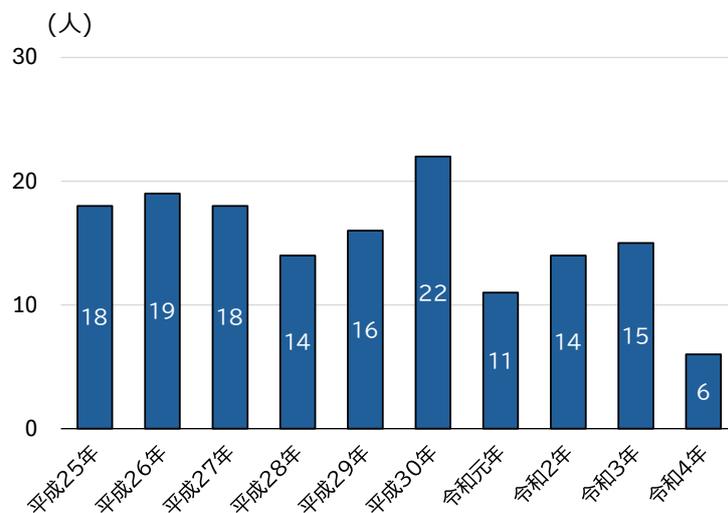
■ 総人口と3区分人口の推移



出生数の推移

本町では、平成30年を境に以降の出生数は減少が続いています。特に令和4年では出生数が6人となりました。

■ 出生数の推移



3 計画の基本的な考え方

子ども・子育て支援と次世代育成支援の施策・事業の推進にあたり、第6次総合計画で掲げたまちの将来像「子どもたちが誇りをもてる ふるさと創造 沼田町」の実現とキャリア教育・子育て関連のプロジェクトである「沼田で育ってよかった！こども応援プロジェクト」の推進に資するよう、本計画の理念（実現テーマ）はこれまでの計画のものを継承します。

実現テーマ

『未来を創る子どもたちを地域ぐるみで愛し、育てよう』
～「沼田で育ってよかった」と思えるまちをめざして～



4 基本目標と施策目標

基本目標 1

地域における子育ての支援の充実

核家族化や共働き世帯の増加により、子育て環境は多様化しています。

児童福祉と母子保健の一体的な推進を図りながら、各ライフステージの子育てニーズに応える取組を推進するとともに、地域・関係機関と連携を図りながらすべての家庭が安心して子育てできる環境整備を目指します。

施策目標

(1) 子育て支援サービスの充実

(2) 教育・保育事業の充実

(3) 子育て支援のネットワークづくり

基本目標 2

母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

妊娠・出産から育児までの多様な悩みや困りごとに対し、切れ目ない相談・指導体制を確立します。子どもの健やかな成長のために、特に抵抗力の弱い子どもや母体の保護、ならびに子育て負担の軽減に努め、すべての親子が心身ともに健康に育つ環境の整備を推進します。

施策目標

子どもと母親の健康の確保

基本目標 3

心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもは家庭、学校、地域などあらゆる環境で多様な関わりを通して心豊かに健やかに成長します。本町では、次代を担う子どもたちに対し、家庭教育、就学前教育、学校教育、そして地域資源を活かした教育環境の提供を通じた体制整備に努めるとともに、思春期の子どもたちが心身ともに大きく変化する中で抱える悩みに対応すべく、学校保健活動や関係機関との連携を深め、正しい知識と情報を伝える学習機会や相談体制の充実を図ります。

施策目標

(1) 児童の健全育成

(2) 思春期保健対策の充実

基本目標 4

子育てを支援する生活環境の整備

子どもたちが安心して暮らせるよう、居住環境や自由に活動できる場等、快適な子育て環境の整備に努めます

施策目標

安心して子育てしながら暮らせる環境の整備

基本目標 5

仕事と家庭との両立の推進

仕事と子育ての両立の実現に向け、育児休業の取得促進や柔軟な働き方が実現するよう、啓発活動を行います。また、女性の家事・育児負担が不当に偏らないよう、固定的な性別役割分担意識の解消を目指した啓発活動等を行い、働きながら子どもたちを安心して育てられる環境づくりを目指します。

施策目標

- (1) 仕事と生活の調査実現のための働き方の改革
- (2) 父親の育児参加への支援

基本目標 6

子どもの安全確保

本町では事故や犯罪の被害から子どもたちを守る活動を、地域と連携・協力して推進します。

施策目標

安心して通園・通学・外出できる環境の整備

基本目標 7

特に支援が必要な児童への対応等きめ細やかな取組の推進

近年、全国的に子どもへの虐待が大きな社会問題となっています。本町においても、関係機関との連携を強化し、虐待の未然防止・早期発見に努めます。

また、家庭の経済的困窮や障がい等、社会的支援を要する課題に対し、制度・サービスによる支援だけでなく、相談支援体制を確保し、関係機関等と連携しながら個々の状況に応じた支援を推進します。

施策目標

- (1) 児童虐待防止対策の推進
- (2) 子どもの貧困対策
- (3) 障がい児童・発達に不安のある児童のいる家庭への相談支援体制の確保

5 量の見込みと確保方策

(1) 児童人口の推計

過去5か年（令和2年～令和6年）の住民基本台帳人口の推移をもとにした、計画期間中（令和7年度～令和11年度）の将来こども数の推計は次の通りです。

総人口の減少割合に対して、児童の減少割合が大きく、少子化が進行していくと予想されます。

単位：人

年齢区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	R7・R11の増減率
0歳	10	10	10	10	10	0.0%
1歳・2歳	18	21	19	19	19	5.6%
3歳～5歳	42	36	29	28	31	-26.2%
6歳～11歳	99	97	102	91	82	-17.2%
12歳～14歳	45	46	46	52	54	20.0%
15歳～17歳	60	53	43	45	45	-25.0%
児童合計	274	263	249	245	241	-12.0%
総人口に占める割合	9.9%	9.6%	9.3%	9.3%	9.3%	
総人口	2,771	2,733	2,687	2,637	2,597	-6.3%

(2) 教育・保育の量の見込みと確保方策

計画期間における乳幼児期の「教育・保育の量の見込み」を次のとおり定めます。

単位：人

設定区分		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	
①量の 見込み	1号認定	3	3	3	3	3	
	2号認定	39	35	30	31	32	
	3号認定	0歳	5	4	4	4	4
		1歳	7	5	5	4	4
		2歳	8	11	11	12	12
②確保 の内容	認定こども園	70	70	70	70	70	
	特定地域型保育						
②－①		8	12	17	16	15	

子ども・子育て支援事業の推進

事業名	事業の推進方策
利用者支援事業	保健福祉課子育て支援推進室を中心に、こども家庭センター機能を整備し、必要な支援を受けられるよう情報提供・相談対応を行います。
地域子育て支援拠点事業	「沼田町地域子育て支援センター」を中心に、親子の交流の場の提供や情報提供、相談・援助を実施しています。令和7年度より、2つの事業を一体化し、認定こども園に業務委託することを検討しています。
妊婦健診	妊婦の健康状態を適切に把握し、母子ともに安心・安全な出産を支援するため、妊婦健康診査として14回分、産後健康診査として2回分の費用を公費で負担し、安心して子育てできる環境づくりを進めます。
新生児訪問事業	保健師と助産師が産後1か月以内に訪問し、育児不安の軽減や母子の健康維持を支援しています。養育に困難を抱える家庭には継続的な支援を行い、関係機関と連携して安心できる環境づくりを進めています。
養育支援訪問事業	保健師が専門的な助言・指導を行うとともに、必要に応じて養育支援ヘルパーを派遣し、安心して子育てができる環境づくりを支援します。
一時預かり	沼田認定こども園に業務委託を行い、認定こども園に入園していない就学前の子どもを対象とした一時預かり事業を実施しています。
延長保育事業	沼田認定こども園では、午前7時30分から午後6時30分（11時間）までの保育を実施しており、延長保育事業は行っていません。子育て世帯の状況を見ながら、保育時間のあり方を検討します。
ファミリー・サポート・センター事業	保護者同士の連携を促進するため、地域内での情報共有や相談の仕組みを充実させ、安心して子育てに専念できる環境づくりを推進します。令和7年度から認定こども園を実施主体として、事業の推進を図ります。
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	「こどもつくる」で事業を実施しており、定員はおおむね40人となっています。小学生の放課後の居場所の確保のため、今後も、需要に応じた実施体制の確保に努めます。
【新規】 妊婦等包括相談支援事業	こども家庭センター（またはその機能を持つ機関）を中心として、妊婦とその配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行います。
【新規】 乳児等通園支援事業	「こども誰でも通園制度」という通称で、令和8年度から全国一律で実施される事業です。満3歳未満の未就園児に対し、月一定時間の利用枠内で保育等を提供することで、子どもたちの育成支援を図ります。
【新規】 産後ケア事業	生後12か月までの母子に対して、心身のケアや育児サポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。特に育児支援が必要な産後12か月未満の母子を対象に、母体のケアや乳児のケア、今後の育児に役立つ指導等を行います。